## 議案第44号

三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関す る条例の一部改正について

次のとおり三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担 に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定 により、本議会の議決を求める。

令和7年8月21日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関す る条例の一部を改正する条例

三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条 例(令和3年三朝町条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(ビラの作成についての町費負担)

## 第7条 略

2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補 者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価(当 該作成単価が8円38銭を超える場合にあっては、 8円38銭) にビラの作成枚数(当該作成枚数が基 準枚数(法第142条第1項第7号に定める枚数をい う。以下この条及び第9条において同じ。)を超 える場合にあっては、当該基準枚数)を乗じて得 た金額とする。

(ビラ作成に係る町費の支払)

た者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ

(ビラの作成についての町費負担)

## 第7条 略

者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価(当 該作成単価が7円73銭を超える場合にあっては、 7円73銭) にビラの作成枚数(当該作成枚数が基 準枚数(法第142条第1項第7号に定める枚数をい う。以下この条及び第9条において同じ。)を超 える場合にあっては、当該基準枚数) を乗じて得 た金額とする。

(ビラ作成に係る町費の支払)

第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をし)第9条 町は、候補者(前条の規定による届出をし た者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の 相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38</u> <u>銭</u>を超える場合にあっては、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(掲示場用ポスター作成に係る町費の支払)

第12条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポ スターの作成を業とする者に支払うべき金額のう ち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスタ 一の1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586 円88銭に当該選挙が行われる区域におけるポスタ 一掲示場の数を乗じて得た金額に56,000円を加え た金額を当該選挙が行われる区域におけるポスタ ー掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数 がある場合には、その端数は、1円とする。以下 「単価の限度額」という。) を超える場合には、 当該単価の限度額) に当該掲示場用ポスターの作 成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる 区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の 範囲内のものであることにつき、委員会が定める ところにより、当該候補者からの申請に基づき、 委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金 額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該 ポスターの作成を業とする者からの請求に基づ き、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払 う。

き金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73</u> <u>銭</u>を超える場合にあっては、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

(掲示場用ポスター作成に係る町費の支払)

第12条 町は、候補者(前条の届出をした者に限る。) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポ スターの作成を業とする者に支払うべき金額のう ち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスタ 一の1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541 円31銭に当該選挙が行われる区域におけるポスタ 一掲示場の数を乗じて得た金額に56,000円を加え た金額を当該選挙が行われる区域におけるポスタ 一掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数 がある場合には、その端数は、1円とする。以下 「単価の限度額」という。) を超える場合には、 当該単価の限度額) に当該掲示場用ポスターの作 成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる 区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の 範囲内のものであることにつき、委員会が定める ところにより、当該候補者からの申請に基づき、 委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金 額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該 ポスターの作成を業とする者からの請求に基づ き、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払 う。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三朝町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。